見附市上下水道局分掌及び処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和５年３月１３日

見附市長　稲　田　　亮

見附市上下水道事業管理規程第３号

見附市上下水道局分掌及び処務規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局分掌及び処務規程（平成２５年見附市ガス上下水道事業管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「料金係」及び「設備係」を削り、「水道建設係」を「水道施設係」に、「下水道建設係」を「下水道施設係」に改め、「下水道施設管理係」を削る。

第４条第１項の表経営係の部１５の項の次に次の５項を加える。

１６　水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の検針、調定及び収納に関すること。

１７　水道メーターの管理、取替え及び開閉栓作業に関すること。

１８　給水停止及び取締りに関すること。

１９　業務統計に関すること。

２０　保安業務に関すること。

第４条第１項の表中料金係の部及び設備係の部を削り、水道建設係の部中「水道建設係」を「水道施設係」に改め、同部３の項の次に次の１０項を加える。

４　浄水場の運転管理に関すること。

５　取水施設、導水施設、浄水施設、配水池施設、送水管及び配水管の維持管理に関すること。

６　原水の確保及び浄水の水質基準の保持に関すること。

７　漏水に関すること。

８　給水装置工事及び貯留槽給水設備の受付に関すること。

９　給水装置工事の設計、監督及び検査並びに貯留槽給水施設の構造設備及び維持管理の指導に関すること。

１０　指定給水装置工事事業者に関すること。

１１　給水台帳、貯留槽台帳に関すること。

１２　水道メーターの開閉栓作業に関すること。

１３　保安業務に関すること。

第４条第１項の表下水道建設係の部中「下水道建設係」を「下水道施設係」に改め、同部１の項中「下水道等」を「公共下水道及び農業集落排水（以下「下水道等」という。）」に改め、同部２の項の次に次の１３項を加える。

３　下水道等の施設の維持管理に関すること。

４　下水道等の台帳の整備保管に関すること。

５　水質管理に関すること。

６　下水道汚泥処理に関すること。

７　し尿及び浄化槽汚泥の受入れ及び処理に関すること。

８　特定事業場からの排水の規制に関すること。

９　特定施設及び除害施設の設置に関すること

１０　排水設備工事及び浄化槽施設の受付に関すること。

１１　排水設備工事の設計、監督及び検査並びに浄化槽施設の維持管理に関する指導に関すること。

１２　排水設備指定工事店に関すること及び浄化槽清掃業の許可手続に関すること。

１３　下水道等の普及促進に関すること。

１４　排水設備台帳及び浄化槽台帳に関すること。

１５　合併浄化槽の普及促進及び補助金交付に関すること。

第４条第１項の表中下水道施設管理係の部を削る。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。